

令和2年度 第5回富里市教育委員会定例会議 会議録

富里市教育委員会

- 1 期 日 令和2年6月23日(火)
開会 午後3時
閉会 午後4時58分
- 2 場 所 本庁舎3階第3会議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉 野 光 好
教育長職務代理者 森 田 恵 子
委 員 會 田 直 子
委 員 田 口 明
委 員 川 口 泰 弘
- 4 出席職員 教 育 次 長 金 杉 章 子
教 育 総 務 課 長 中 津 義 孝
参事兼学校教育課長 小 川 英 昭
学校給食センター所長 伊 藤 健 一
生涯学習課長 飯 田 之 義
図 書 館 長 林 田 利 之
- 5 事務局職員 教 育 総 務 課 小 川 正 久

令和2年7月28日

署 名 人

署 名 人

会議録作成人

1 開会宣言

【教育長】ただいまから令和2年度第5回富里市教育委員会定例会議を開会します。

本日の会議は、議案4件、協議事項2件、報告事項4件、その他となります。よろしくお願いします。

2 前回会議録の承認

令和2年度第3回臨時会議会議録承認

(署名人：森田委員、川口委員)

令和2年度第4回定例会議会議録承認

(署名人：會田委員、田口委員)

3 教育長職務報告

【教育長】次に、教育長報告を行います。主なものを申し上げます。

5月29日に第3回富里市議会定例会が開会し、5月29日、6月3日、6月5日の3日間の日程で開催されました。そして、6月5日の閉会日には、GIGAスクール関係の予算が採択されました。

6月9日、第3回市内校長会議を富里南中学校で開催しました。また、6月17日、18日には、各学校長の目標申告の面談を行いました。

今後につきましては、6月26日に都市教育長協議会、7月17日に印旛地区教育委員会連絡協議会第2回常任委員会・教育長会議が開催される予定でございます。

また、7月28日には、第6回富里市教育委員会定例会議を予定していますので、よろしくお願いいたします。

4 教育委員報告

【教育長】次に、教育委員報告に移ります。ございましたらお願いします。

(ない旨の声あり)

【教育長】特にないようですので、教育委員報告を終わります。

5 議案

【教育長】それでは、議案に入ります。議案第1号富里市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、議題とします。事務局の説明を求めます。

【参事兼学校教育課長】本案は、令和2年3月31日で富里市学校給食センター運営委員会委員の任期が満了となったため、富里市学校給食セン

ター運営委員会規則第2条の規定により新たに委嘱したく提案するものでございます。任期につきしては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなります。委員の候補については、資料3ページのとおりでございますが、2ページ中段に記載のように運営委員会の委員につきましては、市立学校の長、市立学校の児童又は生徒の保護者、市立幼稚園長、市学校医、市学校歯科医又は市学校薬剤師、市長部局の職員からの選出で5名となっています。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】ただいまの説明について、質疑等がございましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

【教育長】特にないようですので、採決します。議案第1号について原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】異議ないものと認め、議案第1号は原案のとおり可決することとします。

【教育長】次に、議案第2号学校医及び健康管理医の委嘱について、議題とします。事務局の説明を求めます。

【参事兼学校教育課長】本案は、平成31年4月1日に学校医及び健康管理医に委嘱した者より令和2年6月30日付で辞任の申出があったため、後任の学校医及び健康管理医を委嘱したく提案するものがございます。具体的には、資料6ページの一覧中、3番の日吉台小学校の学校医と健康管理医の兼任者から辞任の申出がございました。資料7ページの学校医等の案を御覧ください。新たに4番の医師を日吉台小学校の学校医へ、もともと日吉台小学校の学校医でございました3番の医師が学校医と健康管理医を兼任する案でございます。なお、任期は前任者の残任期間の令和2年7月1日から令和3年3月31日までとなります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】事務局の説明が終わりました。質疑等がございましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

【教育長】特にないようですので、採決します。議案第2号について原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】異議ないものと認め、議案第2号は原案のとおり可決することとします。

【教育長】次に、議案第3号成人年齢の引き下げに伴う成人式の開催方法について、議題とします。事務局の説明を求めます。

【生涯学習課長】本案につきましては、前回の本定例会議におきまして協議事項として、委員の皆様から様々な御意見をいただいたところでございます。従来どおりの20歳のときに成人式を行ってはどうかという御意見や、18歳になったときに自覚を促す意味で成人式を行うことがよいのではないかなど、様々な御意見をちょうだいしたところでございます。生涯学習課をはじめ教育委員会事務局で皆様の御意見を検討させていただいた結果、成人式の開催につきましては、資料に記載のように、開催時期は成人の日又はその前日、対象年齢は実施する年度内に満20歳になる者として、成人式として執り行いたいと考えております。

なお、18歳になった時点では、法令上の成人になりますので、パンフレットなどで成人の自覚を促すとともに、20歳になったときには改めて成人の式典等を行いますので、その時には、成人の皆様が実行委員としてしっかり盛り上げてすばらしい成人式にしてくださいというような御案内をしていければと考えております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】ただいまの説明について、質疑等がございましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

【教育長】特にないようですので、採決します。議案第3号について原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【教育長】異議ないものと認め、議案第3号は原案のとおり可決することとします。

【教育長】次に、議案第4号富里市図書館協議会委員の任命について、議題とします。事務局の説明を求めます。

【図書館長】本案は、昨年度に2年の任期で任命しました富里市図書館協議会委員1名がその職を離れたため、富里市立図書館条例第3条の規定により、後任の任命を提案するものでございます。対象の委員は、選出区分が学校教育及び社会教育の関係者ということで、前任者は、市PTA連絡協議会の推薦による富里北中学校のPTA会長でございました。今回は、同協議会から新たに浩養小学校PTA会長の推薦をいただいた上での任命案でございます。なお、任期につきましては、前任者の残任期間の令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

【教育長】ただいまの説明について、質疑等がございましたらお願いします。

（ない旨の声あり）

【教育長】それでは私から、図書館協議会は、年間に何回の開催を予定していますか。

【図書館長】定例的な開催としては、7月と3月の年2回を予定しています。

【教育長】その他、質疑等はよろしいでしょうか。

（ない旨の声あり）

【教育長】他にないようですので、採決します。議案第4号について原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

【教育長】異議ないものと認め、議案第4号は原案のとおり可決することとします。

6 協議事項

【教育長】次に、協議事項に入ります。協議事項（1）富里市教育委員会点検及び評価（令和2年3月末時点）について、事務局の説明をお願いします。

【教育総務課長】教育委員会の点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己評価を行うものです。また、教育に関し学識を有する外部評価者から御意見、御助言をいただき、点検・評価の客観性を確保するとともに、継続して効果的な教育行政の推進に努めるものです。お手元の協議資料は、とみさと教育プランに位置づけられた基本目標を実現するための施策・事業について、達成指標、達成度、課題・改善点を明らかにして、必要性、有効性、効率性、方向性の四つの観点を勘案し、各課等において自己評価を行った報告書の案でございます。

本日は、委員の皆様から御意見等を伺い、内容に反映した後に、外部評価者の講評を添付した報告書を次回以降の教育委員会定例会議に議案として上程する予定でございます。議決後は、点検及び評価の結果に関する報告書として議会に提出するとともに公表を行うものでございます。それでは総合評価に変更のあったものなど、各課等の長から御説明いたします。

はじめに、教育総務課が所掌する事業について御説明いたします。資料 24 ページをお開きください。41 番、小・中学校の空調機設置につきましては、空調機が未整備であった普通教室及び特別教室の 169 室に空調機を設置し、児童・生徒が快適に学習に取り組める教育環境の整備を進めました。令和元年度の目標を達成しましたので、総合評価を A といたしました。教育総務課からは以上でございます。

【参事兼学校教育課長】資料 4 ページを御覧ください。2 番、情報モラル教育の推進につきまして、平成 30 年度の A 評価から令和元年度では評価を B としました。理由は、親子ケータイ・スマホ出前授業が平成 30 年度は 7 校の実施であったところが令和元年度は 3 校になったことから総合評価を B としています。なお、親子ケータイ・スマホ出前授業の実施は 3 校に減っていますが、情報モラル教育自体は他の 4 校も他の外部講師の招聘や校内の資料を使って指導を行っているところです。今後、指標が親子ケータイ・スマホ出前授業の実施となっていますので、指標については検討をしていきたいと考えております。

次に 5 ページを御覧ください。4 番、学力向上に向けた取組につきまして、平成 30 年度の A 評価から令和元年度では評価を B としました。理由は、平成 30 年度は県の平均得点の 85 パーセント達成を目標としておりましたが、令和元年度では、この 85 パーセントの到達度を 90 パーセント以上の目標設定としたものの、小学校では 85 パーセントという結果になりましたので、総合評価を B としました。

次に 8 ページを御覧ください。9 番、ふるさと学習に関する研修の実施につきまして、平成 30 年度の A 評価から令和元年度では評価を B としました。理由は、研修参加希望者に対する参加者が 1 名減となり、実施率が低下したことから総合評価を B としました。ふるさと巡検の参加は、市外から転入した 1 年目の職員で 3・4 年生を担当している教員を中心に対象としています。その中で、目標を 5 名としましたが、この指標につきましても再検討をしていきたいと思います。

次に 12 ページを御覧ください。18 番、ライフサポートファイルの活用につきまして、平成 30 年度の A 評価から令和元年度では評価を B としました。理由は、令和元年度は 3 回の研修を予定しておりましたが、このうち 1 回は台風により中止になり、実質 2 回の研修となってしまったからです。なお、指標について御指摘をいただいておりますが、指標自体は昨年度と変わっておりません。こちらにつきましては、再度、検討を重ねて、より活用の充実が図れるような指標に変更する方向で考えさせていただきます。

次に21ページを御覧ください。35番、地場産品の活用の拡大につきまして、平成30年度のA評価から令和元年度では評価をBとしました。理由は、富里米の使用回数を目標150回としていましたが、台風による休校等で使用回数が減ってしまったという結果からです。台風による影響ではありますが、実績として目標を下回っておりますので、B評価としています。学校教育課からの説明は以上でございます。

【生涯学習課長】資料26ページをお願いします。45番、とみっこ宣言の周知・定着につきまして、指標の中で、全家庭教育学級での周知は実績が12回の100パーセントとなっていますが、子育て学級会での周知は12回の目標に対し実績がない記載となっています。そういった中で総合評価がAとなっていますので、今一度、子育て学習会での周知につきまして、しっかり検証した上で総合評価を検討したいと考えております。

次に28ページをお願いします。50番、社会環境浄化活動の推進につきまして、有害広告物の撤去というところですが、以前は富里インターチェンジ周辺に有害広告物が多数ありましたが、警察等の協力によりかなり数が減っているということから、生涯学習課としての実施はありませんでしたが、全く活動をしていないということではありませんので、こちらの総合評価について、Dとしていますが改めて検討をさせていただければと思います。

次に38ページをお願いします。70番、とみさとスポーツ健康フェスタの充実につきまして、目標を延べ200人としていましたが、昨年は台風の影響により中止になったということから、総合評価をDとしていますが、このフェスタの開催に向けては様々な準備を行ってきた上で、結果として台風により開催ができなかったということですので、改めて総合評価を検証させていただければと思います。生涯学習課からは以上でございます。

【図書館】資料32ページの57番、ボランティアの育成・支援につきまして、こちらの指標は、読み聞かせボランティア延べ参加人数と図書ボランティアの延べ参加人数の2つになっております。読み聞かせにつきましては、各小学校や図書館の中での読み聞かせのボランティア、図書ボランティアにつきましては、本棚の整理に御協力いただいているボランティアになります。図書ボランティアにつきましては、目標の300名に対して実績が延べ778名ということで目標を達成していますが、読み聞かせボランティアにつきましては、目標300名のところ実績として延べ185名ということから、昨年度よりも総合評価を下げてBと

しています。ただ、こちらにつきましても、新型コロナウイルス感染症や台風の影響等で読み聞かせを行うことができなかったというような事情があります。現在、ボランティアの人数は、読み聞かせについては14名、図書ボランティアは3名で行っていただいています。ボランティアの人数をもう少し増やせるように声掛けなどを行い、実績を上げていきたいと考えております。以上でございます。

【教育長】その他、補足説明などありますか。

(ない旨の声あり)

【教育長】事務局の説明が終わりました。御意見等がございましたらお願いいたします。

【委員】資料17ページ28番、4・5年目の教員研修について、達成度の欄で、児童・生徒の個の特性を活かした授業づくりについて理解を深めることができたという表現ですが、何をもって理解を深めることができたとするのか、数値化しづらいのはわかりますが、学習能力の視点で先ほどの県平均との比較など、そういうようなもう少し具体的な指標が出せれば、具体的な達成度の裏返しとして課題や改善点がより明確に出るのではないかと思います。いかがでしょうか。

【参事兼学校教育課長】授業を行うことで参観者から、例えば子供への発問や子供の発表の拾い方などの部分は、やはり実際に授業を行うことで個の能力に応じた対応というものを学んでいく機会となるので、記載しましたが、この能力が数値的にどこに成果として表せるかということは、なかなか説明が難しいのですが、御指摘のとおりもう少し具体的な力として、ここでの達成度は教員の指導技術の向上という部分をもう少しわかりやすい表現で記載をしていくように検討してまいります。

【教育長】その他、ございますでしょうか。

【委員】資料4ページの2番、情報モラル教育の推進の課題改善点の欄で、平成31年度も親子ケータイ・スマホ出前授業を実施するとありますが、これは令和2年度の実施のことだと思いますので訂正をお願いします。

次に、17ページの27番と28番の達成度について、教科指導員制度の充実の取組が4・5年目の教員を対象としたとありますが、これはおそらく平成30年度からではないかと思しますので確かめていただきたいと思います。それから、4・5年目の教員研修では、今年度から対象者を4・5年目教員だけとしたとありますが、これも平成30年度からではないかと思うので再確認をお願いします。

次に、15ページの24番、適応指導教室について、指標が昨年度とは大分変わっていると感じましたが、この数値というのはどのようにして出てきたものか教えていただきたいと思います。

【参事兼学校教育課長】表記の訂正につきましては、確認をして修正をいたします。それから、24番の適応指導教室につきましては、令和元年度の指標では、長欠児童・生徒の数を25名というふうに捉えて、その子供たちが適応指導教室の通えるようにいうことで目標値としております。実績としては、約半分の子供たちが適応指導教室に通えたというような形です。こちらの指標については、また御意見等をいただいて検討を重ねたいと思います。

【委員】16ページの26番、教育相談の実施について、指標として家庭訪問数と相談件数が200件と400件というふうになっていますが、実績の方はその2倍近くの445件と888件というふうになっているので、本当に相談員の方たちがどんなに頑張ってくださっているかというのがわかります。本当にありがたいことですが、相談員は2名で足りるのでしょうかと疑問に思いました。それから、これだけいろいろな取組をしていただいても長欠児が減少しないというのはとても残念に思うのですが、その辺はやはり家庭と学校と教育委員会が本当に連携を取りながらやっていくしかないと思うのですが、もう少し家庭の方に働きかけていかなければいけないのかということを感じています。いかがでしょうか。

【参事兼学校教育課長】御指摘のとおり、家庭訪問数、相談件数につきましても、平成30年度と比べまして、家庭訪問数で100件程度、相談件数で200件程度増えている状況でございます。非常にニーズが高いというふうに思います。そういった中で、現状2名の相談員は、小学校と中学校対応ということで、非常によく家庭や保護者とも面談をされ、大きな力となっていただいております。そのような相談員の支援とともに、学校の方も教育委員会の指導主事が毎週の生徒指導会議に参加して情報を共有させていただいているところです。そういった情報を確認すると、学校の方での取組や学校と相談員がしっかりと連携して情報も共有しているという報告をいただいているところです。現状、学校と相談員、教育委員会も含めて取り組んでいるということは事実ですが、さらに家庭がそれにどう答えてくれるかというのは、家庭の状況によっては、子育て支援課等との連携も必要になりますので、情報共有を図るとともに、教育委員会に限らず他の関連部署と力を合わせて支援をしていきたいと考えております。

【委員】 5 ページの 4 番について、事業内容の各校の教育課題を明確にするということが、少し指標と合っていないように感じました。

次に 6 ページの 6 番について、達成度欄に「きょうざん塾」の実施に当たり都合により 3 名が全欠席となったと書いてありますが、どのような理由から欠席となったのでしょうか。その理由によっては、募集の仕方を工夫した方がいいのではと思いました。

次に 9 ページの 11 番について、ALT や JTE の配置ということで、指標に人数が書いてありますが、人数が問題ではなくて課題として、教員の授業力向上のための研修をさらに深めていく必要があるとあるので、次の指標には、研修も入れた方がいいのではと思いました。

次に 10 ページの 13 番と 14 番で、指標の振り返り学習の授業時数について、中学生の職場体験で目標の 5 時間に対し実績 15 時間、小学生の仕事体験で同様に 5 時間に対し 15 時間と、3 倍以上の時間をかけているというのはいいことなのかそうでないのか、もし 15 時間必要なのであれば目標の設定が間違っているかと思います。効率化の観点であれば、目標の 3 倍の時間をかけて 100 パーセントという実施率はどうかと思いました。

次に 16 ページの 25 番について、指標でいじめの解消率が 100 パーセントとあり、課題のところで解消後においても 3 か月を目安に今後も追跡調査を行うとありますが、解消の時期というのは、いじめがなくなってから 3 か月を見てからかと思っていたのですが、そのところがよくわからないのですが、もしそうすると、指標での 100 パーセントというのはあり得ないかと感じました。

次に 20 ページの 34 番について、指標の食品細菌検査の実施回数が年 2 回というのは、少ないように感じますが、他市町は何回程度なのでしょうか。

最後に 22 ページの 38 番について、マチコミメールの不審者情報のシステム導入率が 100 パーセントとありますが、保護者の加入率を知りたいと思うので、それも必要ではないかと思います。また、自己評価の必要性和有効性が中程度となっていますが、今回、新型コロナウイルスの影響で休校期間の活用はかなり重要であったと思うので、ここはもう一度検討していただければと思いました。以上です。

【参事兼学校教育課長】 まず 5 ページの学力向上に向けた取組の事業内容と指標については、御指摘とおり各校の教育課題を明確にするということが指標に入ってこなければと思いながらも、この学力検査では、毎年行い、その分析をして、それぞれの学校の課題が浮き彫りになり、それ

を次年度に解決すべく指導に当たった結果が翌年度の県の標準学力テストの結果につながるものの、単年度で年度末に行うものなので、なかなかそれだけで結果というふうには言えないところがあります。複数年を通して課題を明確にしてきた結果が、この数値というふうに考えていますので、なかなか達成率が上がらないということは、明確にしているものの指導ができていないのか、まだ分析が不十分なまま指導をしているのかということもあるので、事業内容の表記及び指標について検討してまいりたいと思います。

次に6ページ「きょうざん塾」の実施では、3名が全部欠席という状況がございましたが、この理由はさまざまですが、主には病気や御家庭の都合によるものです。非常に人気のある事業ですので、早い時期に申込の受付を行い、抽選等をしていますので、どうしてもその時期に体調を崩したり、御家庭の都合で来られなくなってしまうことがございます。できるだけそういうことにならないように、学校等を通じてお願いをしていきたいと思います。

次に9ページ、ALTの配置につきまして、委員おっしゃるとおり決められた人数を配置できればそれだけで達成ということではございません。それがどのように子供たちの英語教育に実際に寄与しているかという指標がありませんので、改めて検討してまいりたいと思います。

次に、10ページのキャリア教育につきましては、教育委員会としては5時間程度、事前事後に時間をとれば十分であろうという判断で指標にしていますが、実際に学校では、もっと丁寧に行っているというふうに考えます。今後、学習指導要領が変わっていく中、これだけの時間を確保するということが、本当に必要なかどうかということについて学校とともに情報を集めながら検討をしていきたいと思います。

次に16ページ、いじめ問題の実態把握と取組につきましては、いじめ基本方針等のいじめの定義、それから、いじめの解消の定義というものもございますが、その中では、解消と判断ができたものもその後の経過観察を行い、3か月そのまま何も起こらなければ、本当の意味での解消になりますが、そのこの表記の仕方がわかりにくい部分がありますので、改めて表記を見直していきたいと思います。

【学校給食センター所長】次に、20ページの34番、食品細菌検査の実施回数につきまして、年2回の実施は、食中毒が心配されます夏の時期と、ノロウイルスが心配されます冬の時期の年2回行っている状況です。衛生管理基準におきましては、定期的の実施するとされていますが、年2回の実施は実務的に一般的な回数の方でございます。

【参事兼学校教育課長】次に22ページ38番、マチコミシステムの学校導入率は、全校で導入が進んでいますので実績は100パーセントの状況が続いています。そして、マチコミシステムは、委員おっしゃるとおり加入率が重要で、今回のコロナ等の学校からのお知らせでも非常に貴重な情報源になり、1世帯で何人も加入してくだされば加入率は100パーセントを超える状況になります。100パーセントを超えるぐらいの加入を目指したいというふうに思っています。また今回、必要性、有効性について、重要度を改めて認識したところですので、この評価は再検討したいと思います。

【教育長】その他、ございますでしょうか。

【委員】15ページの23番、長欠者調査及び長欠担当者会議による早期対応について、小学校不登校率は前年度比較でどのような状況でしょうか。

次に、22ページ37番、給食の残菜問題への取組について、給食の残菜率が目標に達していないようです。今年度は、まだ給食が始まったばかりですが、どのような対応をとっていきますか。

【参事兼学校教育課長】長欠に関わる不登校率につきまして、小学校では、令和元年度が2.37パーセント、平成30年度は0.88パーセントでしたので、実績としては増えている状況です。中学校の不登校率では、令和元年度が6.12パーセント、平成30年度は4.63パーセントでしたので、1.5パーセント程度増えている状況です。この増えている原因は、細かく分析できていませんが、毎月の校長会議での不登校率の報告では、昨年度の前半はそれほど高くない数値でしたが、後半はだんだん増えてくるという傾向があったというふうに思います。年間のこのくらいの時期に不登校が出やすいという傾向もございますので、課題改善点にも記載しましたが、十分に丁寧な対応を学校はじめ取り組んでいきたいと考えています。

【学校給食センター所長】22ページ37番、残菜率につきましては、目標の15パーセントに対しまして、実績が16.04パーセントとまだ達成しておりません。今後の取組等につきましては、さらに創意工夫を凝らしたメニュー献立づくりを心がけ、残菜率を少なくするように給食を提供してまいりたいと思います。

【教育長】他に、ございますでしょうか。

【委員】16ページ26番の教育相談の実施について、相談件数の実績が目標の2倍以上となっています。実施率は100パーセントという表記ですが、これは200パーセント以上の対応ができたということが実績

としてあるわけですから、それはそれで十分に評価されるべきであります。一方、この相談件数を2人で対応したということに関しては、働き方として負荷がかかりすぎているのではないかと思います。来年度も800件くらいの対応をするのであれば、負荷として問題なければ別ですが、例えば3人での対応にするなど、そういう検討のステップとすればいいと思います。また、28ページの49番、東京ウォークの参加者なども応募の35人に対して60人というように、目標に対してそれ以上の実績を残しているわけですから、教育相談と同じように目標を超える実績のものは、実施率などについて100パーセントを超える表現でもいいのではないかと思います。

【教育長】他に、ございますでしょうか。

【委員】31ページの55番、子供向けの事業の充実の指標、ブックトリップ事業の達成者割合について、令和元年度の実績として図書館分だけの12パーセントと記載されていますが、ブックトリップは、各学校でも図書館と一緒に実施しているものと思うので、そういった分もすべて合わせた方がよいのではないかと感じます。いかがでしょうか。

【図書館長】すべての学校でブックトリップを実施していますので、こちらの実施率について、学校分も含めて修正したいと考えます。

【教育長】他に、ございますでしょうか。

(ない旨の声あり)

【教育長】様々な貴重な御意見、ありがとうございました。本協議については、本日の内容を踏まえ事務局で再度調整をしまして、進めることにしたいと思います。よろしくお願いします。

【教育長】次に、協議事項(2)学校における9月入学制の導入について、事務局から説明をお願いします。

【教育総務課長】資料の14ページをお願いします。「近代～教育制度(概略)」の表を御覧ください。学校入学が桜の咲く4月の春の行事として定着した経緯につきまして、江戸期以前から存在する庶民教育として寺子屋の入学時期は5～7歳、江戸中期に武士の子弟の教育機関として多くが設立された藩校は7～8歳の入学が多く、それぞれ入学時期に特に決まりはなかったようです。江戸期に入ると寺子屋においては旧暦2月で最初の午の日に入門する慣習があったようです。

明治維新後、明治4年に文部省が設置され、わが国として初めての統一的教育制度である「学制」が明治5年に公布されました。この「学制」は欧米の教育制度を研究し、ならったもので一斉入学、一斉進級などとともに9月入学が主流でした。資料15ページの近代の会計年度の

表を合わせて御覧ください。「学制」が公布された明治5年の国の会計年度は旧暦の10月～9月でした。その後の国の会計年度は、紆余曲折を経て様々な変更がありました。明治19年になると国の会計年度は4月から3月制になり、合わせて徴兵対象者の届出日が9月1日から4月1日に変更されました。14ページの表の下から三段目の「明治19年～」を御覧ください。徴兵対象者の届出が変更され、士官学校等軍関係学校の新学期は4月からとなりました。これに応じて高等師範学校は、4月入学に変わりました。変わった理由は、9月入学のままだと教員を養成するために必要な優秀な人材が軍に獲得されてしまうためであったとされています。国等の補助金で運営する学校は、行政の会計年度に合わせることで都合のよいこともありました。やがて旧制中学校・小学校も順次4月入学になっていきました。

最後まで9月入学であった旧制高等学校や大学についても、文部省の勧告を受け入れた帝国大学など、主要大学が大正10年から4月入学となり、現在における4月入学が定着していきました。小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の学年は、「4月1日に始まり翌年3月31日に終わる」と学校教育法施行規則で規定されています。大学においては平成20年の学校教育法施行規則の一部改正により、大学の学年の始期及び終期は学長が定めることができることになり、秋季入学への移行が可能となりました。平成23年に東京大学が9月入学への移行を検討いたしましたが、医師国家試験や司法試験などの国家資格の取得試験が春に卒業することを前提として日程が組まれていることや、就職活動時期などの理由から秋季入学制度は見送られています。秋季入学制度の導入に関しては、これまで文部科学大臣の諮問機関として設置されている中央教育審議会や、その時々の中閣で設置された組織で議論されてきました。

本年、4月29日の衆議院予算委員会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休校の長期化を受けて9月入学について問われた首相は、「遅れている授業が補習で戻せるのか、地域差があり、心配もあると思う。そうした皆様の気持ちに十分に添っていく必要もある。同時に学校休業の長期化を見越して、9月入学、新学期について、社会全体に大きな影響を及ぼすので慎重にという意見もあることは十分承知しているが、これから大きな変化がある中では、前広に様々な選択肢を検討していきたい」と述べられました。

学校における9月入学制の導入については、17県の有志知事、都知事、大阪府知事、全国知事会が政府に導入の検討を要請するなどの賛意

があり、政府は5月19日に、令和3年9月に移行する場合の一斉実施案と段階的实施案の2案を示しました。資料の16ページを御覧ください。政府による一斉実施案は、2021年9月に小学校新1年生として17か月分の子供が一斉に入学するという案で、約1.4倍の1学年の人数となります。次に、政府の段階的实施案については、1学年に現在は12か月分の児童が入学しますが、こちらを13か月分の児童が入学するようにし、5年間かけて13か月分の児童数が2025年まで入学しまして、6年目に元の12か月分に段階的に戻すというような案でございました。さらに、政府の2案に加えまして文部科学省では、1学年を4月2日から翌年4月1日生まれで構成する現行の形は変えずに、入学時期だけを半年ずらす案などを与党に示していきまして、この案の場合ですと初めて就学する年齢が最長で7歳5か月ずれ込む状況となり、早期教育を進める世界の流れということで下の表に掲載していますが、日本は4月入学で年齢が6歳ですが、半年ずらす案になると7歳5か月となりまして、他の国の早期教育のところからは大きく遅れるのではないかと、問題があるのではないかとという指摘が出ています。

このように学校休業に伴う学びの遅れを取り戻すことが議論の契機となり、政府による9月入学制度の導入機運は高まりましたが、自由民主党の秋季入学制度検討ワーキングチーム座長の前文部科学大臣は、6月2日に、緊急事態宣言が解除された中で幅広い意見の集約が必要という観点から9月入学は腰を落ち着けて議論するとし、まず当面の学びの保障、オンライン教育の充実だとか、カリキュラムを2週間から1か月後ろ倒しにする、試験についても配慮するといった議論の整理をお願いしたいと、提言としてまとめました。提言書の題は「学校休業に伴う学びの保障」と「秋季入学制度」とされ、秋季入学制度を今年度、来年度の導入を困難とした理由については、幅広い制度改革について、国民的合意やその実施に一定の期間を要することとなるためとし、今後については、総理の下で会議体において、各省庁一体となって専門家の意見や、広く国民各界各層の声を丁寧に聴きつつ、検討すべきであるとの記述がされたと報道されています。

令和2年度、3年度の直近の導入は困難などとする提言書を受け取った首相は、提言内容に同調し、事実上来年度からの導入を断念されましたが、導入時の問題点に関する事務レベルの精査は続ける方針であると発言されています。文部科学大臣は6月4日、安倍首相と面会し、就学年齢を5歳に前倒しすることを念頭においた教育再生実行会議など、既

存の会議体を活用する、教育の在り方という大きな枠の中で議論したいとの意向があると報道されています。

9月入学制については、直近に導入されることはないようですが、本市教育委員会といたしましても、今後の新しい教育の在り方を考えていく中で検討していくべき課題でありますので、本件について協議するものでございます。

【教育長】この件については、説明の中にもありましたが、以前に国の中央教育審議会でも審議されています。まだ継続というような話も出ています。また今後、新型コロナウイルスも第2波・3波とあるかも知れません。議論は続くものと考えられますので、是非、皆様のお考えを伺いたいと考えております。御自身のお考えで結構でございますので、よろしくお願いします。

【委員】新型コロナウイルスによる学習の遅れを取り戻すための手段として、秋季入学制度を今年度や来年度のような直近で導入していくということには反対です。秋季入学制度については、国際化への対応など導入の意義は幅広いものがあると思います。ですから、導入そのものを否定するつもりはないのですが、今まで日本に長きにわたって根付いてきた教育制度ですとか、社会の仕組みそのものを大きく変えることになるので、直近で導入していくというよりももっとしっかりと時間をかけて議論し、検討していくべきではないかと思います。なによりも今の子供たちの学習の遅れをどう取り戻してくかということにもっと重点をおいて考えていかなければいけないと思っています。

【委員】ここで入学制度を9月に変えるほどのメリットは、見えないように思っています。大学で留学をするということであれば、入学時期を欧米に合わせなくても、日本の大学側の工夫でどうにかなるという気がします。また、企業の採用について、日本では新卒に重点を置いているので、学校の教育時期だけを変えると混乱を招くような気がします。日本の入学は、4月の桜の時期に行われてきたので、その時期が合っていると思っています。

【委員】新型コロナウイルス対策での9月入学制ということに関しては反対します。といいますのは、直近のコロナウイルスに関して第2波・第3波ということが想定されますし、ここ数年来、鳥インフルエンザや世界的パンデミックということも懸念されるわけですから、仮に9月入学制度を採用したとしても、先々にそういう世界的なレベルでの期間のずれが生じる可能性があります。また、日本の場合では、地域限定になるか広範囲になるかわかりませんが、東南海地震などの自然災害に関する

地域的な休校をしなくてはならないという問題も発生してくると思うので、入学時期を変更するというよりは、難しいかもしれませんが留年などのようなことを許容するような、小学校6年間、中学校3年間という期間にとらわれず、ある程度の上限は踏まえるにしても重複期間を含めて学習ができる環境というものを考えてもいいと思います。

それから、先々の9月入学制に関しては、資料16ページに出ているものでは、国等の会計年度と必ずしも一致していないので、例えば、アメリカ合衆国は10月から9月の会計年度に対し、入学は8月ということで1か月のずれがありますが、いわゆる単年度決算ということにとらわれず、教育という意味では年度を重ねたスパンで考え、9月入学などもいいのかと思います。どちらにしても入学時期の変更に関しては、もう少し腰を据えて検討することが望ましいと思います。

【委員】現代社会の全体の仕組みから、9月入学制度は困難だと思われます。また、こういうことは短期間に決められることではないので、社会全体を通しその様子を見て、その上での決定が必要であると思います。

【教育長】私も皆様と同様の考えです。この新型コロナウイルスの状況に乗って安易に9月入学制度というのはいかななものかと思います。やはり社会的なことも解決しながら、この学生制度というか学年制度を検討していかななくてはならないと考えます。決して9月入学制度を反対するわけではありませんが、多くの議論をすべきであるというふうに考えます。他に御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

(ない旨の声あり)

【教育長】この件に関しましては、今後、いろいろな調査ものなどが国や県の方からあると想定されます。この課題については、また折に触れて議論をしていきたいと思っております。そして、本市教育委員会の意見として、共通理解を図っていきたいというふうに思っております。

それでは、協議事項(2)を終わりにします。

7 報告事項

【教育長】次に、報告事項に入ります。報告事項(1)新型コロナウイルス感染症対策について、事務局の説明をお願いします。

【教育総務課長】別添資料の新型コロナウイルス感染症対応支援策の進捗状況を御覧ください。1ページ目は、市議会5月臨時会で議決をいただいた令和2年度富里市一般会計補正予算(第1号)による支援事業の進捗状況でございます。下から2段目の市立小中学校児童生徒学習支援事業を御覧ください。こちらは児童・生徒一人当たり1万円を学習支援費

として現金給付を行っており、6月19日現在、支給金額の進捗率は約98.7パーセントで、口座振り込み分は全件完了しております。なお、現金の給付については、残り5件となっております。

その下の欄の市立小中学校児童生徒感染予防事業では、5月11日に不織布マスク3万6,000枚を小中学校の備え付けとして配布し完了いたしました。

資料の裏面をお願いします。市議会6月定例会で議決をいただいた令和2年度富里市一般会計補正予算（第3号）による支援事業の進捗状況でございます。下から4段目の学習支援事業を御覧ください。こちらは進学を控える中学校3年生の希望者を対象として、学習内容を定着するための集中講座を8月下旬に実施する予定です。

その下の段、緊急雇用対策事業を御覧ください。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響による企業等の採用内定取消者や失業者を含む市内在住者を対象として、市の会計年度任用職員として令和2年7月から令和3年3月末まで任用するためのものです。生涯学習課では、旧岩崎家末廣別邸の環境整備員として5人を任用する予定でございます。

最下欄の小中学校ICT環境整備事業を御覧ください。こちらは、全ての小・中学校に現状の通信ネットワークよりも、さらに高速で大容量のネットワーク環境を整備するとともに、小学校4から6年生、中学校1から3年生と指導者分を合わせて2,429台のタブレット端末を購入し、ICTを活用した学習に活用してまいります。なお、小学校1から3年生の端末は、令和4年度までに整備する予定でございます。

次に、学校の再開状況等につきまして、小・中学校は6月1日から再開し、6月8日から通常授業、通常給食を実施しています。夏季休暇は8月7日から8月31日までを標準として予定しています。

続いて、資料は、A4版の文部科学省からの通知のものをお願いします。文部科学省初等中等局から新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」について基本的な考え方が示されました。こちらの資料2ページ御覧ください。基本的な考え方はということで、「社会全体が、長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況」でありますので、「感染症対策と子供たちの健やかな学びの保障の両立」を図るため、「臨時休業中も、学びを止めない」「速やかに、できるところから学校での学びを再開する」「あらゆる手段を活用し、学びを取り戻す」「柔軟な対応の備えにより、学校ならではの学びを最大限確保」とされています。本市教育委員会

としても子供たちの学びを最大限に保障する教育活動を進めてまいります。

次に、教育施設の再開状況等につきまして、資料は「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言解除後の施設運営方針」という見出しのものをお願いします。6月19日に千葉県の新規インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止要請が全て解除されました。既に5月26日に停止要請が解除されていた図書館では、本市でも6月16日から資料の検索、貸出、返却、予約サービスを再開し、7月1日からは、本の相談窓口、新聞・雑誌の閲覧、閲覧席の利用など全てのサービスを再開します。富里中央公民館は7月1日から夜間の貸出しを含めまして全て再開します。富里社会体育館もトレーニングルームを含め夜間についても同様に再開いたしますが、7月一杯は市内在住者の利用を優先し、8月以降は市外在住者の利用を再開する予定です。野球場やテニスコート等の屋外運動施設は、6月15日から市内在住者を優先し貸出をしておりましたが、7月1日からは夜間の貸出しを再開します。また、7月16日以降は市外在住者の利用を再開する予定です。

最後になりますが、職員の感染機会を低減するため、事務室を分散して業務を行う分散配置は、教育委員会職員の約4割が実施しておりますが、6月末をもって終了する予定です。分散配置終了後もマスクの着用、出勤前の体温測定など感染予防対策に取り組んでまいります。以上報告いたします。

【教育長】補足説明などがありましたら、お願いします。

(ない旨の声あり)

【教育長】それでは質疑等に移ります。質疑等がございましたら、お願いします。

(ない旨の声あり)

【教育長】それでは、特にないようですので、報告事項(1)を終わります。

【教育長】次に、報告事項(2)図書消毒器の導入について、事務局の説明をお願いします。

【図書館長】資料の17ページをお願いします。図書消毒器の導入につきまして、こちらも新型コロナウイルス感染症対策の一環になります。今後も安全・安心の図書館運営を目指し、本の殺菌のため、資料に記載の機械を導入させていただきました。大きさは、高さが1,400ミリメートルで小型の冷蔵庫くらいのもことになります。使い方としては、本を開いた状態で機械に入れ、電子レンジと同じような方法でスタートボタ

ンを押します。そうしますと、設定した時間で紫外線を本に放射させるとともに、底部から空気を送風しての本のページを風でめくるような方法でごみやウイルス等を飛ばす仕組みになっているようです。なお、この機械は、サーズが流行ったときに製造が始まったもので、昨今は新型コロナウイルス対策として導入が進んでいるようです。近隣市町の導入について、調べの中では、印旛郡市内の導入はございませんが、東葛地域、葛南地域の船橋市や八千代市、そのほか茂原市に同系機が入っているようで、もう少し簡易なものでは、横芝光町の図書館に入っているようです。返却された本は、これまでは図書館職員がアルコール消毒をして貸出を行っていましたが、今後は、この機械を使ってより一層の消毒をしていきたいと思います。また、この機械は、来館の方々にも簡単に使えるものとなりますので、受付の脇に配置し、御利用を勧めていきたいと考えております。なお、こちらは、6月25日の午後に富里市立図書館に配置される予定ですので、都合のいいときに御覧いただければと思います。

【教育長】ただいまの説明について、質疑等がございましたらお願いします。

(なしの声あり)

【教育長】特にないようですので、報告事項(2)を終わりにします。

【教育長】次に、報告事項(3)小中学校ICT環境整備事業について、事務局の説明をお願いします。

【参事兼学校教育課長】本日配付の表題が小中学校ICT環境整備事業についてという2枚綴りの資料を御覧ください。先ほどの新型コロナウイルス感染症対策の支援事業の中でも説明がありましたが、事業の詳細と今後のスケジュールなどの説明をさせていただきます。最初に1の事業概要を御覧ください。当初は令和5年度までに1人1台の端末の整備をするというGIGAスクール構想がございましたが、これが国の令和2年度の補正予算において1人1台端末の早期実現のため、前倒しとなりました。そして、この補助金の活用は、令和2年度中に限定されることになりましたので、これを受けて実施する事業となります。

次に2の事業内容を御覧ください。(1)小中学校校内通信ネットワーク工事につきましては、端末の利用に必要な校内の通信ネットワークの高速化、併せて端末を補完しながら充電できる端末用電源キャビネットを設置するためのものがございます。工事費の予算額としては、1億4,157万円を計上しております。続いて(2)の1人1台端末整備につきましては、先ほど説明の国の補助制度により、令和

元年度5月1日現在の児童・生徒数の3分の2の台数に対し、1台当たり45,000円の補助がされるものとなります。富里市では、今年度、小学校4年生から6年生と中学校1年生から3年生までの児童・生徒数分の端末を整備するもので、小学校4年生から中学校3年生の児童・生徒の2,287台、指導者用として先生方が使う142台、合わせて2,429台の端末整備を予定しております。こちらの整備予算につきましては、1億6,775万8,000円を計上しております。なお、小学校1年生から3年生までの端末については、令和4年度までに整備をすることになりますが、できるだけ早期に整備できるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料の裏面をお願いいたします。児童・生徒の学力向上に向けたICT活用計画を掲載しています。こちらは、端末を導入すること自体が目的ではなく、端末を導入して授業を改善していくということが、一番の狙いでございます。そのため、教員のICT活用のスキルアップと児童・生徒が実際にタブレット端末を使いこなすだけのスキルを身に付けるということを研修等を通じて高めていく予定でございます。

次に2枚目の資料を御覧ください。まず(1)の校内通信ネットワーク整備のスケジュールにつきましては、現在、補助金の交付申請を行ったところでございまして、7月に予定されています交付決定により補助金の額が決定する予定です。この後の業者選定については、現状、8月の入札を予定しておりますので8月末には契約を行い、9月から工事を開始し、年度内に工事が完成するように進める予定です。続いて(2)の端末整備のスケジュールにつきましては、資料のとおり校内通信ネットワーク整備と同様の予定ですが、端末につきましては仮契約の後、その金額により本契約に関して市議会案件となりますので、9月市議会での上程を予定しております。この資料では、通常市のスケジュールで表示をしておりますが、必要に応じて契約を早める等の対応を検討しているところでございます。また、先ほど説明の指導者側の研修についても大事なところですので、指導者の育成研修体制を併せて進めてまいります。小学校1年生から3年生分の整備の予定につきましては、1人1台端末の整備完了が令和4年度までという条件で補助の対象となりますので、令和4年度までの完了に向けて取り組んでまいります。

現状での今後のスケジュール等について説明をさせていただきました。以上でございます。

【教育長】ただいまの説明について御意見等がございましたら、お願いします。

(ない旨の声あり)

【教育長】特にないようですので、報告事項（３）を終わります。

【教育長】次に、報告事項（４）月例報告について、教育総務課長から順次お願いします。

【教育総務課長】資料１８ページをお願いします。６月の月例報告につきましては、記載のとおりとなります。７月は、２８日に第６回教育委員会定例会議を予定いたしますので、よろしくお願いいたします。

【参事兼学校教育課長】資料１９ページをお願いします。６月の月例報告につきましては、記載のとおりでございます。７月の予定につきましては、１日に校長会議、６日に教頭会議、それから３日には富里市教育支援委員会を予定しております。

次に２０ページを御覧ください。令和元年度分の学校給食費の徴収状況については、５月末で現年度分としての収納が終了いたしました。徴収率は、９９．０４パーセント、前年同期比０．２１ポイントの増となります。引き続き未納額の徴収に努めてまいります。なお、令和２年度の給食費につきましては、４月と５月は給食を提供していませんので、徴収は行っておりません。６月分から収納を行いますので、６月分の徴収状況につきましては、今後、報告をさせていただきます。

次に、２１ページの校長会議の概要につきましては、６月９日に校長会議を開催いたしました。６月１日に学校を再開して、１週間程度という状況の中で、休校中の子供たちを迎える準備、そして、周到な準備の上、迎えてくださった学校等への感謝を申し上げました。６月１日、２日あたりは小・中学校全体で９６パーセントを超える出席率で、多くの子供たちが登校できました。ただ、不登校傾向のお子さんもあります。また、長期の休校の影響で行き渋りなども多少見られるますので、そのようなお子さんへの細かなケアにつきましては、校長先生を通してお願いをしたところでございます。それから、既に委員の皆様には配付済みでございますが、学校再開後の教育活動につきまして、富里市の小・中学校の新しい生活様式として、この校長会議で周知をいたしました。段階的に教育活動を緩和していく目安として、大体２週間程度を区切りとし、少しずつ活動を再開していくということの共通理解を図りました。以上でございます。

【生涯学習課長】資料２２ページをお願いします。富里中央公民館の利用につきましては、現在、貸出をしておりませんが、先ほどの説明のとおり７月１日から貸出を再開いたします。ただし、貸出の仕方としましては、一定の制限をさせていただきます。例えば、人数の制限ですとか貸

出時間の制限です。それから、利用が終わった後の部屋の消毒など、そういった制限を設けながら段階的に貸出を再開していきたいと考えております。なお、6月28日の日曜日に臨時の貸出受付を行います。

次に23ページをお願いします。富里社会体育館や屋外スポーツ施設につきましては、こちらも先ほどの説明のとおり、屋外スポーツ施設は6月15日から利用の再開し、富里社会体育館も7月1日から貸出を再開いたします。併せまして、富里中央公民館同様に6月28日の日曜日に臨時の貸出受付を行います。なお、こちらについても富里中央公民館同様に利用の制限をさせていただき、段階的に貸出をしていきます。それから、トレーニングルームについては、皆様御承知のとおり民間のトレーニングジムなどでの感染等がございますので、人数制限をかけた上で予約制の貸出をするという方法で、7月1日から当分の間対応していきたいと考えております。以上でございます。

【図書館長】資料24ページをお願いします。図書館の利用状況については、資料のとおりとなります。7月の予定につきましては、1日から図書館のサービス全面再開ということになりますが、密にならないように席を空けて図書を見ていただくというような方法でしばらくは対応していきたいと考えております。それから、7月29日に今年度の第1回となる図書館協議会を開催する予定となりました。本日の資料作成後に決定しましたので、資料に追記をお願いいたします。以上でございます。

【教育長】ただいまの報告について、質疑等がございましたらお願いします。

(ない旨の声あり)

【教育長】特にないようですので、報告事項を終わりにします。

8 その他

【教育長】次に、その他に移ります。その他として、案件などがございましたらお願いします。

【参事兼学校教育課長】先ほどの学校教育課の報告で1つ漏らしたものがありません。小・中学校の夏季休業と学期につきまして、別添資料を御覧ください。新型コロナウイルス感染症に関わる臨時休業による夏季休業日、学期の変更についての報告をさせていただきます。夏季休業日につきましては、通常、7月21日からでございますが、授業時数確保のために全ての小・中学校が8月8日から夏季休業日となります。夏季休業日の終了につきましては、8月31日のところがほとんどございますが、富里中学校では、現状、9月に体育祭を予定している関係から8月

31日を登校日としますので、8月30日の終了予定です。また、学期につきましては、通常、3学期制の場合は、7月31日までが1学期となっておりますが、日吉台小学校及び市内3中学校では、8月7日まで授業を行うことから8月7日が終業となりますので、1学期が8月7日までと変更になりますことを報告いたします。以上でございます。

【教育長】他に、何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

【教育長】他にないようですので、私から、次回の定例会は7月28日の火曜日に予定をしております。よろしくお願いします。

それでは、その他を終わりにします。

9 閉会宣言

【教育長】本日の日程は全部終了しました。教科用図書の閲覧を含め、長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして、令和2年度第5回富里市教育委員会定例会議を閉会します。